

財団法人電気通信普及財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人電気通信普及財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、電気通信に関する法律、経済、社会、文化的研究調査、電気通信技術の普及、振興、電気通信を利用した福祉、文化事業及び電気通信に関する国際協力その他の活動に対し助成、援助を行い、広く電気通信を普及、発展させることにより、情報化社会の健全な進展を図り、もって我が国社会経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気通信に関する法律、経済、社会、文化的研究調査の助成、援助
- (2) 電気通信技術に関する普及、振興の助成、援助
- (3) 電気通信を利用した福祉、文化事業に対する助成、援助
- (4) 電気通信に関する学術交流及び国際協力に対する助成、援助
- (5) 電気通信の普及、振興の貢献に対する表彰
- (6) その他この法人の目的を達するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立に際し寄附された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 賛助金
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 設立に際し、基本財産として寄附された財産
- (2) 設立後、基本財産として寄附された財産
- (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、

総務大臣の承認を受けて、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事会の定めるところにより、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、郵便局又は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、あるいは国債、公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。ただし、この法人の経費に充てるため、必要やむを得ない事情があるときは、理事会の議決を得て必要な資金を借り入れることができる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に作成し、理事会の議決を経て、総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て変更することができる。この場合、その旨を遅滞なく総務大臣に報告しなければならない。

(事業報告及び財務諸表)

第11条 この法人の収支決算は、毎事業年度ごとに作成し、事業報告書、財産目録及び貸借対照表とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得、毎事業年度終了後3か月以内に総務大臣に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第12条 毎事業年度の剰余金は、翌事業年度に繰り越し、又は理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れるものとする。

(事業年度)

第13条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員)

第14条 この法人に次の役員を置く。

理事 10名以内

監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事とする。

(役員を選任)

第15条 役員は、評議員会において選任する。

2 会長、理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 理事長は、理事会の定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を総括する。また、理事長は、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行するとともに、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事は、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、民法第 59 条に定める職務を行う。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員が次のいずれかに該当する場合は、評議員会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき。

(役員報酬)

第 19 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、理事会の決議により報酬を支給することができる。

(評議員)

第 20 条 この法人に、評議員 20 名以内を置く。

- 2 評議員は、学識経験を有する者のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 評議員任期は第 17 条の規定を準用する。
- 4 評議員及び役員は、相互に兼ねることができない。
- 5 評議員には、報酬を支給しない。

(顧問)

第 21 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験を有する者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

(賛助会員)

第 22 条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、理事長が理事会の同意を得て定めるところにより、賛助金を納入する団体又は個人とする。

(事務局)

第 23 条 この法人の業務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に職員を置き、理事長が任免する。
- 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 会 議

(種別及び構成)

第 24 条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

- 2 理事会は理事をもって構成し、評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第 25 条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、次の事項について議決す

る。

- (1) 第4条各号に規定する事業の実施の決定
- (2) その他会長が必要と認めた事項

2 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、次の事項について理事長に意見を述べるとともに、事業報告及び財務諸表について報告を受ける。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) その他理事長が必要と認めた事項

(招集)

第26条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が招集する。

2 評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は評議員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに理事長が招集する。

3 会議を招集する場合は、構成員に対し、あらかじめ会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、会長とする。

2 評議員会の議長は、出席評議員の互選によって定める。

(定足数)

第28条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 会議の議決は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(理事の出席等)

第31条 理事は、評議員会に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。

2 監事は、会議に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。

(議事録)

第32条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の数又は氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録

署名人2名以上が署名しなければならない。

(審査委員会)

第33条 この法人に、助成、援助及び表彰の審査のため審査委員会を置く。

2 審査委員会に関する規定は、理事会の議決を経て、別に定め、総務大臣に提出するものとする。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、総務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この法人は、理事会及び評議員会においてそれぞれ構成員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、総務大臣の許可を得なければ解散することができない。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、総務大臣の許可を得て類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第6章 雑 則

(委任)

第36条 この寄附行為の施行について必要な事項は、この寄附行為で定めるもののほか、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、この寄附行為の定めにかかわらず、設立発起人会の定めるところによることとし、その任期は、昭和61年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この寄附行為の定めにかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、この寄附行為の定めにかかわらず、設立許可のあった日から昭和60年3月31日までとする。

附 則 (平成11年4月1日)

第19条の変更については、平成11年3月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月30日)

第7条、第10条、第11条、第33条、第34条及び第35条の変更については、平成13年4月1日から適用する。